

●香川県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年3月27日から同年4月17日まで一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 193号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原上1617番地先から	前	11.2～18.2	90	交通安全施設 工事による路 肩改良
高松市塩江町安原上東321番1地先まで	後	12.0～21.2	90	

- 4 供用開始の期日 平成19年3月27日